

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名稱及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合		備考	
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分		
都市緑地の機能維持増進等新たな都市緑地保全・緑化推進方策の運用に関する検討調査業務	支出負担行為担当官 内田 鉄也 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	R7.4.1	(公財)都市緑化機構 東京都千代田区神田神保町3-2-4	9010005011405	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、令和6年11月に施行された都市緑地法等の一部を改正する法律及び令和6年12月に定められた都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針(緑の基本方針)の内容に関連して、特別緑地保全地区等における機能維持増進事業の実施方法等の検討を行うとともに、民間による緑地の保全・創出を促進する方針を検討を行うものである。 本業務の履行に当たっては、機能維持増進事業の実施モデルを検討する上で、樹木の剪芽更新に関する意見やアドバイスを象徴とする緑地の特性を把握する能力が必要であるとともに、住民・企業等による機能維持増進事業や管理活動を持続させるための支援方策を検討する上で、各主体の課題を的確に捉える情報収集・整理する能力が必要である。 このため、本業は価格中止による一般競争に駆逐せず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案書を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行つてこられる。 企画競争実施のため、令和7年1月30日から令和7年2月21までの期間、府令掲示板及び調達情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したこと、者が業務説明書の交付を求め、期限までに2者から企画提案書の提出があった。提出のあった者の企画提案書の内容について、評議者3名による匿名審査方式による書類審査を行った。「企画競争実施委員会」及び「都市局企画競争に係る議員会」に詰った結果、公益財団法人・都市緑化機構の企画提案書が特定された。 その内容は、業務の理解度が高く、特定テーマに対する企画提案についても的確性、実現性があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験を有していると判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同社と随意契約を行うものである。	49,995,000	49,995,000	100.00%	-	公財	国認定	2者	
海外日本庭園の修復を通じた造園技術の発信及び2027年国際園芸博覧会を契機とした庭園等の魅力発信検討調査	支出負担行為担当官 内田 鉄也 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	R7.4.1	(公財)都市緑化機構 東京都千代田区神田神保町3-2-4	9010005011405	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、海外における日本庭園の修復支援を通じた関係団体等とのネットワーク形成・強化を行うとともに、日本の庭園・緑化技術等を発信する場でもある2027年国際園芸博覧会を契機とした全国の日本庭園等を有する都市公園等との連携プログラム(以下「連携プログラム」という。)の実施に向けたアンケート調査による開催する取組の実施状況等の把握や、国営公園等におけるモデルとなる普及啓発の実施、ガーデンツーリズム登録制度を通して庭園の連携強化に向けた取組を行うものである。 本業務の履行にあたっては、現地において実現性の高い海外日本庭園の修復技術の作成に関する能力や、日本庭園・園芸に関する造園技術の普及・啓発のあり方にについて検討を行う能力及び庭園等を観光資源として捉えた地域振興に関する取組の普及・啓発のあり方にについて検討を行う能力を必要である。 このため、本業は価格中止による一般競争に駆逐せず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案書を評価し、請負者を選定することが適切であり、当該手続きを行つてこられる。 企画競争実施のため、令和7年1月30日から令和7年2月21までの期間、府令掲示板及び調達情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したこと、者が業務説明書の交付を求め、期限までに2者から企画提案書の提出があった。提出のあった者の企画提案書の内容について、評議者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」及び「都市局企画競争に係る議員会」に詰った結果、公益財団法人・都市緑化機構の企画提案書が特定された。 その内容は、業務の理解度が高く、特定テーマに対する企画提案についても的確性及び実現性があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験を有していると判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同社と随意契約を行うものである。	51,997,000	51,920,000	99.85%	-	公財	国認定	1者	
都市における緑化関連技術の普及方策等検討調査業務	支出負担行為担当官 内田 鉄也 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	R7.4.1	(公財)都市緑化機構 東京都千代田区神田神保町3-2-4	9010005011405	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、グリーンインフラの更なる実装に向けて、地方公共団体や民間事業者等の取組等を把握し、緑化技術の今後の推進方策や、2027年国際園芸博覧会開催も見据えた緑化技術の普及・方針等について検討するほか、都道府における計画的・緑地の保全・緑化の推進等に向けた計画策定に必要な目標や指標の検討の参考となる技術的知識を整理するとともに、地方公共団体等が提供する資料等をとりまとめるものである。 本業務の履行に当たっては、地方公共団体や民間事業者等がグリーンインフラを実装していくことで課題を確に抑え、緑化技術の推進方策等を検討する能力が必要であるとともに、緑化技術等に関する技術的知識を蓄積していくことが必要である。 このため、本業は価格中止による一般競争に駆逐せず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案書を評価し、請負者を選定することが適切であり、当該手続きを行つてこられる。 企画競争実施のため、令和7年1月30日から令和7年2月28までの期間、府令掲示板及び調達情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したこと、者が業務説明書の交付を求め、期限までに2者から企画提案書の提出があった。提出のあった者の企画提案書の内容について、評議者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」及び「都市局企画競争に係る議員会」に詰った結果、公益財団法人・都市緑化機構の企画提案書が特定された。 その内容は、業務の理解度が高く、特定テーマに対する企画提案についても的確性、実現性があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験を有していると判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同社と随意契約を行うものである。	49,995,000	49,977,400	99.96%	-	公財	国認定	1者	
都市公園における温室効果ガス吸収源との機能増進に関する検討調査	支出負担行為担当官 内田 鉄也 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	R7.4.1	(公財)都市緑化機構 東京都千代田区神田神保町3-2-4	9010005011405	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務では、都市公園における温室効果ガス吸収源としての実態を把握し、都市公園の整備や管理にあたってより一層の温室効果ガス吸収源としての機能増進を図るために方策を検討することを目的とするものである。 本業務の履行にあたっては、都市公園における温室効果ガス吸収源としての機能増進に関する検討を行うための能力が必要である。 このため、本業は価格中止による一般競争に駆逐せず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案書を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行つてこられる。 企画競争実施のため、令和7年1月31日から令和7年2月26までの期間、府令掲示板及び調達情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したこと、者が業務説明書の交付を求め、期限までに2者から企画提案書の提出があった。提出のあった者の企画提案書の内容について、評議者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」及び「都市局企画競争に係る議員会」に詰った結果、公益財団法人・都市緑化機構の企画提案書が特定された。 その内容は、業務の理解度が高く、特定テーマに対する企画提案についても的確性、実現性があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験を有していると判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同社と随意契約を行うものである。	15,994,000	15,994,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名稱及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合		備考	
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分		
道路交通情報に関する業務	支出負担行為担当官 山本 巧 国土交通省道路局 東京都千代田区霞が関2-1-3	R7.4.1	(公財)日本道路交通情報センター 東京都千代田区飯田橋1-5-10 敷地九段ビル7階	2010005004175	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、道路利用者の安全と利便を図るため、道路及び道路交通に関する情報の収集・提供を行い、もつて道路利用者の安全と円滑化を達成することを目的とする。 道路及び道路交通に関する規制を把握し、道路利用者へ提供することは、行政の責務及び道路管理業務の一部である。また、道路管理者等の部門の専門的な情報収集能力と発信能力が求められる。さらに、災害や異常気象に伴う運行止め等が発生した場合には、道路利用者の交通安全確保に重大な事象であることに鑑み、ラジオ、テレビ等を通じ、優先的に情報提供に努めることが求められる。 公益財団法人日本道路交通情報センターは、道路交通事故の充実・広域化の必要性を背景に、警察・道路管理者間の情報を一元的に収集し、正確かつ迅速に情報提供することによって交通安全及び円滑化を図ることを目的として開設した。警察・道路管理者の共管で設立された法人である。 当センターは、道路交通法第102条の2第2項の交通事故に関する事務を受託できる者として、道路交通事故処理規則第3条の2第3項に規定する組織・設備及び能力を有する法人大である。道路交通事故の発生時に、全国ネットワーク構築するとともに、全国の道路管理者及び公安委員会の職員を行なう。これにより、全国各地の様々な道路に関する情報を一元化し、提供できる体制を有している。 また、報道機関、テレビ、ラジオ等のメディアを通じた情報の提供に不可欠な専門的かつ高度な知識、技術及び技術を習得している。 さらに、当センターは電気通信事業法に基づき、災害等非常事態発生時に通信制度が発生した際にも優先通信ができる輸送の確保に直接関係がある機関として総務大臣から指定を受けている団体であり、災害等非常事態発生時ににおける緊急の情報を有り、道路利用者等への情報提供に係る体制を有している。 このように、当センターは、現状において、本業務目的を達成することができる唯一の団体である。 以上のことから、左記業者と随意契約を行うものである。	231,062,000	231,062,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
R7荒川下流広報啓発活動補助業務 一式	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 荒川下流河川事務所長 菊田 友弥 東京都北区志茂5-41-1	R7.4.1	(公財)日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、住民の河川行政への理解促進や荒川下流域における流域治水及び環境保全の実施向上のため、荒川知水資料館を拠点とした普報活動の実施、展示会・見学会等の運営補助を行い、事務所広報活動の円滑化を行なうことを目的としている。本業務を遂行するためには、高度な企画力を必要とするところから、配慮・予定技術者の経験及び能力に加え、荒川知水資料館に年間を通して常に来館してもらうための工夫について技術提案を求めるため、企画競争により公募を行なったところ、1者から参加表明書及び企画提案書が提出された。 企画提案書を審査した結果、公益財団法人日本生態系協会は、本業務を遂行するため必要な配慮・予定技術者の経験・能力を備えており、また、「実施方針・実施ロードマップ・工程計画・その他」及び「特定テーマ」に係る技術力を備えていると認められる。 上記より、公益財団法人日本生態系協会は当該業務の実施にあたり適切と認められたため、契約を行なうものである。	非公表	16,775,000	-	-	公財	国認定	1者	
令和7年度民族共生象徴空間構成施設の管理運営業務	支出負担行為担当官 国土交通省北海道局長 柿崎 恒美 東京都千代田区霞が関2-1-2	R7.4.1	(公財)アイヌ民族文化財団 北海道札幌市中央区北1条西7	1430005001164	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」(平成31年法律第16号、以下「法」という。)第3条第1項において、「民族共生象徴空間構成施設の管理を当該指定を受けた者が、指定期間に指定期間に、に委託するものとする。」が定められている。 指定期間の指定期間については、同法第20条第1項の規定に基づき、令和元年5月24日付で公益財団法人アイヌ民族文化財団が指定されている。 以上より、当該業務を行なう指定法人は、公益財団法人アイヌ民族文化財団であることから、契約性質又は目的の競争を許さず、会計法(昭和22年法律第35号)第29条の3第4項に基づき隨意契約をするものである。	1,709,834,000	1,709,834,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
事業用自動車の重大事故に関する事故調査分析研究業務(業務委託)	支出負担行為担当官 自動車局長 鶴田 浩久 東京都千代田区霞が関2-1-3	R7.4.1	(公財)交通事故総合分析センター 東京都千代田区神田猿楽町2-7-8	20100050018547	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務について、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した結果、参加意思確認書の提出者はいなかつておらず、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3項の規定により、当該契約の相手方と随意契約を締結している。 なお、当該契約の相手方は、道路交通法第108条の13に基づく交通事故調査分析センターとして指定を受け、事故調査を実施している唯一の法人である。	151,229,654	127,859,975	84.55%	-	公財	国認定	1者	
道路交通情報に関する業務(委託)	支出負担行為担当官 北海道開発局開発整理部長 穂木 洋之 北海道札幌市北区北8条22	R7.4.1	(公財)日本道路交通情報センター 東京都千代田区飯田橋1丁目5-10	2010005004175	・会計法第29条の3第4項 ・本業務は、道路工事等による通行規制に関する情報等について収集整理、道路利用者への提供等を行うことを主な内容としている。具体的には、委託実施業務の範囲に基づく情報について、本局及び各開発建設部に配属された職員や機器接続により収集し、道路利用者に対し、適時適切に提供するものである。本業務の実施にあたっては、道路管理者等の管理者業務の一部である道路及び道路交通の現況把握及び道路利用者への周知を行うものであるとともに、発託者は道路管理者等と同様の専門的な高度な情報収集能力と技術力を有するところが求められる。また、災害や異常気象に伴う運行止め等が発生した場合、道路利用者の安全と円滑化を図るために重要な事象であらざると認められ、ラジオ、インターネット等を通じ、優先的に情報提供が求められることが求められる。 (公財)日本道路交通情報センターは、道路交通情報の充実・広域化の必要性を背景に、道路交通情報の提供が、行政の責務・道路管理業務の一部として位置づけられ、警察・道路管理者間の情報の一元化に収集・整理を行なうことで交通安全及び円滑化を図ることを目的として開設した。また、警察庁・建設省の共管で設立された法人である。同センターは、情報収集・提供のコンピュータシステム及び全国ネットワークを構築するとともに、全国の道路管理者及び公安委員会の職員を配置することにより、全国各地の様々な道路に関する情報を一元化し、提供できる体制を有しており、また、職員は、テレビ、ラジオ等のメディアを通じた情報の提供に不可欠な専門的な知識、技術及び技能を習得している。さらに、災害等非常事態発生時ににおける情報の提供に係る体制を有しており、また、職員は、テレビ、ラジオ等のメディアを通じた情報の提供に不可欠な専門的な知識、技術及び技能を習得している。さらに、災害等非常事態発生時ににおける情報の提供に係る体制を有しており、また、職員は、テレビ、ラジオ等のメディアを通じた情報の提供に不可欠な専門的な知識、技術及び技能を習得している。 このように、現状において、道路利用者の安全と利便を図るため、道路及び道路交通に関する情報を収集・整理を行い、もって道路交通の安全と円滑化に貢献することができる唯一の団体である。 以上のことから、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号の規定により随意契約を締結するものである。	80,075,000	80,075,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名稱及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
令和7年度持続性ある実践的多自然川づくりに関する方策検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 藤巻 浩之 東京都千代田区霞が関2-1-3	R7.4.16	(公財)リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	本業務は、多自然川づくりを一層徹底していくために必要となる定量的な環境目標設定の手法確立及び流域の間係主体の環境保全・創出の取組を促進する認証制度等の検討を行い、河川及び流域での環境保全創出の取組を推進することを目的としている。 検討にあたっては、流域特性や河川区间ごとの特性を踏まえた上で、河川環境の評価及び目標設定の手法を整理するほか、河川環境評価に関する知識を活用して流域の関係主体の取組を評価する必要があり、河川環境や河川計画に係る幅広い知見や高度な分析・評価を求めるところから、企画競争を行う必要があつた。 企画競争の手続きの結果、上記相手方の企画提案は、業務内容を適切に把握しており、的確性・実現性が高く有効な提案であるとして、企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。 根拠条文: 会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号	50,644,000	50,600,000	99.91%	-	公財	国認定	1者	
旭川開発建設部管内 地域共創の取組に関する作業補助業務	支出負担行為担当官 北海道開発局 旭川開発建設部長 半谷 敬泰 北海道旭川市宮前1条3-3-15	R7.4.17	(公財)はまなす財団 北海道札幌市中央区北5条西6-2-2	9430005010380	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、旭川開発建設部管内における道北津地域「地域づくり推進ビジョン」及び「道北地域づくりアクションプラン」の推進に必要な、発注者の業務補助を行ふことを目的とする。 業務実績、業務実施体制、予算技術者の選拔又は類似業務の実績、実施方針、実施フロー、工程表、特定テーマについて企画提案を求める、その内容について評価する企画競争方式により公募した結果、公益財団法人はまなす財団1者から企画提案書の提出があつた。 提出された企画提案書を総合的に評価した結果、同種業務の実績があり、業務の実績が高く、実施手順が適切であり、特定テーマに対する企画提案も的確性及び実現性の観点から評価できる内容であったことから、本業務の契約相手方に特定したものである。	11,990,000	11,990,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
令和7年度、下水汚泥の肥料利用拡大に向けた処理場特性の調査・検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 藤巻 浩之 東京都千代田区霞が関2-1-3	R7.4.17	(公財)日本下水道新技術機構 東京都新宿区下水道町3-1	4011105003503	下水汚泥資源を肥料として活用することは、持続可能な食料システムの確立や資源循環型社会の構築にも資する取組であり、令和4年9月9日に開催された食料安全供給・農林水産業基盤強化本部では、今後の検討課題の一つとして、下水汚泥等の未利用資源の肥料としての利用拡大が掲げられた。これを受けて、下水道、農業の関係団体や学識研究者、自治体が参画する官民検討会を農林水産省と共同で設置し、肥料利用の拡大に向けた推進策の方向性をとりまとめたところ。今後、農林水産省、国土交通省、農業分野、下水道分野が連携し、安全性・品質を確保しつゝ、消費者も含めた理解促進も図ながら、下水汚泥資源の肥料利用の大幅な拡大に取り組むべきである。 本業務は、肥料の供給・販売・卸売等の各段階で、肥料の成分分析を通じ、処理場特性や下水汚泥燃焼炉の燃焼率・燃焼温度・燃焼時間などを把握する。 本業務の実施に当たっては、地域ごと下水道処理場の特徴を把握した上で、重金属・肥料成分の分析を踏まえ、肥料としての利用可能性や、管理手法の検討等を実施する必要があり、下水道分野、農業分野の双方に開かれた意見をもとにした上でこの検討が必要不可欠であるため、今般、企画競争による手続を行った。その結果、上記相手方は、業務の実現度及び実施手順が妥めて適切であり、特定テーマに関する企画提案の的確性、実現性等の観点が適切であるとして、企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。 根拠条文: 会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	64,999,000	64,878,000	99.81%	-	公財	国認定	1者	
令和7年度 モデル都市・地域の下水道における脱炭素化に向けたエネルギー消費等の調査・方策検討支援業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 藤巻 浩之 東京都千代田区霞が関2-1-3	R7.4.17	共同提案体 (公財)日本下水道新技術機構他1者 東京都新宿区下水道町3-1	4011105003503	下水道においては、令和4年度に「カーボンニュートラル地域モデル処理場計画」を創設する等、各種対策を進めてきたところであるが、2030年地球温暖化対策の達成、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、脱炭素化の実現、地域の生産の安定、向上につなげるべく、下水道に有するボテンシャルの最大活用、温室効果ガスの積極的削減、地域との連携といった取組を図る必要がある。 以上を踏まえ、本業務ではモルタル地盤の下水処理場を対象としたエネルギー消費分析、省エネルギー施策の実施支援を行ふとともにカーボンニュートラル地域モデル処理場の先進事例等の下水処理場等における検討支援を実施し、下水道分野の脱炭素化の推進と実績支援等を行うことを目的とする。 本業務の実施に当たっては、モデル地域のエネルギー消費分析やエネルギー対策の実施支援等を行う上で、下水道処理場等の地球温暖化への影響が最も大きいことを考慮し、企画競争等審査委員会において特定された。 その結果、上記相手方は、業務の実現度及び実施手順が妥切であり、特定テーマに関する企画提案の的確性、実現性等の観点が適切であったことから、企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。 根拠条文: 会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	49,841,000	49,720,000	99.76%	-	公財	国認定	2者	
河道及び堤防等河川管理施設の持続可能な管理等に関する検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 藤巻 浩之 東京都千代田区霞が関2-1-3	R7.4.18	共同提案体 (公財)河川財团 他4者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	本業務は、河川管理施設の持続可能な管理のため、施設操作の遅延化に向けた基準作成及び河道等の点検評価要領や河川砂防技術基準維持管理の改定等について検討を行ふものである。 したがって、本業務の実施にあたっては、河川維持管理の現状を踏まえた、河川管理施設等に関する点検評価手法の改善方策や河川砂防技術基準維持管理の改定案の作成等の検討等において専門的な技術が求められることから、企画競争させなければならない。 今般、企画競争による手続を行ふとともに、河川管理施設等に関する点検評価手法の改善方策や河川砂防技術基準維持管理の改定案の作成等を検討するにあたって考慮すべき基準を体系的に理解した提案であり実現性が示されたことから、企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。 根拠条文: 会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号	42,053,000	39,996,000	95.11%	-	公財	国認定	1者	
令和7年度 防災教育の普及・展開に関する広報検討・資料作成業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 藤巻 浩之 東京都千代田区霞が関2-1-3	R7.4.18	共同提案体 (公財)河川財团 他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	本業務は、学校や地域における防災教育を推進するため、(1)SNS等の広報媒体を用いた広報の実施、結果分析、(2)防災学習ポスターの作成・改良、(3)イベント等を通じた広報手法等の検討、広報資料の作成を行うことを目的とするものである。本事務の実施にあたっては、これまでに同様ある「は類似業務を行い、高密度な事例的知見を有している必要があります。 したがって、企画競争による手続を行ふ。その結果、上記相手方の企画提案は「的確性」「実現性」を有する内容であり、当該業務の遂行に十分な能力を有すると認められたため企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。 根拠条文: 会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号	14,025,000	13,992,000	99.76%	-	公財	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名稱及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
令和7年度 河川環境教育推進検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 藤巻 浩之 東京都千代田区霞が関2-1-3	R7.4.18	(公財)河川財团 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	<p>本業務は、河川環境教育の更なる推進を図るための検討を行い、教育関係者等に対する支援ツール等を活用し情報発信を行うことを目的とするものである。</p> <p>本業務の実施にあたっては、学校教育における河川環境教育の位置付けや、水難事故についての深い理解のもと、河川環境教育を教育関係者が効果的に取り組めるよう、教育関係者の必要とする情報・データ等の提供や検討や、水難事故防止等を含めた効果的な情報発信方法について検討・実施する必要があり、豊かな経験と高度な知識が求められるところから、企画提案を実施する必要があります。</p> <p>今般、企画競争による手続きを行い、その結果、上記相手方の提案は、業務内容を適切に把握しており、的確性・実現性に優れていることから、企画競争等審査委員会において特定された。</p> <p>よって、本業務を履行できるのは上記相手方のみであるため、随意契約を締結するものである。</p> <p>根拠条文：会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号</p>	11,990,000	11,990,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
令和7年度治水事業等の効果に係る広報資料等作成業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 藤巻 浩之 東京都千代田区霞が関2-1-3	R7.4.18	(公社)日本河川協会 東京都千代田区麹町2-6-5	5010005016762	<p>本業務は、近年強化する水害の被害状況を広く国民に周知するとともに、治水事業等による効果や河川行政の役割について発信するため、わかりやすい資料の作成等を行うものである。</p> <p>本業務の実施にあたっては、国民に対して、治水事業等の取組を効果的に広報するための高度な専門的知識を必要とするため、今般、企画競争による手続きを行った。</p> <p>その結果、上記相手方の企画提案は、業務理解度及び特定テーマに対する的確性で特に優れていると企画競争等審査委員会において認められた。</p> <p>よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。</p> <p>根拠条文：会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号</p>	12,012,000	11,990,000	99.82%	-	公社	国認定	1者	
トンネル検査における剥落健全度の自動判定技術の開発	支出負担行為担当官 千葉 信義 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	R7.4.21	(公財)鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町2-8-38	3012405002559	<p>会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号</p> <p>本業務は、国土交通省の交通運輸分野に係る政策課題の解決に資する研究開発を重点的に実施するため、国土交通省は政策立案・政策実行・政策評議により設置された学識経験者等からなる交通運輸技術開発推進外部有識者会議において、あらかじめ研究開発課題の公募を行い、同外部有識者会議において審査基準に基づき審査された結果、「トンネル検査における剥落健全度の自動判定技術の開発」(公益財團法人鉄道総合技術研究所)が研究課題として選定されたものである。</p> <p>本委託研究は複数回にわたる継続課題であるが、学識経験者等からなる交通運輸技術開発推進外部有識者会議において、審査基準に基づいて継続的課題の可否についての審査を行った結果、継続が認められたものである。</p> <p>以上のことから、本委託研究は、審査会等により委託先が決定された者との委託契約に該当するので会計法第29条の3第4項及び予算算定及び会計令第102条の4第3号の規定により、随意契約するものである。</p>	41,420,885	26,964,500	65.10%	-	公財	国認定	1者	
海岸利活用や環境保全の普及施策検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 藤巻 浩之 東京都千代田区霞が関2-1-3	R7.4.23	(公財)リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	<p>本業務は、地域活性化に資する海岸利用活用及び理構保全の先進的な取り組みのとりまとめやす・展開に向けた施策を検討することを目的とするものであり、海岸利用活用や環境保全に関する専門的な知識が求められる。</p> <p>したがって、企画競争による手続きを行い、その結果、上記相手方の企画提案は本業務に対する業務理解度及び特定テーマに対する企画提案の実現性が高く、企画競争等審査委員会において特定された。</p> <p>よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。</p> <p>根拠条文：会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号</p>	11,847,000	11,825,000	99.81%	-	公財	国認定	1者	
R7大型車両の通行適正化に関する啓発活動支援業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 岩崎 福久 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	R7.4.23	(公財)日本道路交通事故情報センター 東京都千代田区飯田橋1-5-10	2010005004175	<p>会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号</p> <p>本業務は、大型車両の通行適正化に向けて、運送事業者、荷主及び社会一般に対する効果的な啓発活動の取組内容について、国土交通省、高速道路会社、地方公共団体及び関係企業団体が連携して設立した「大型車両通行適正化に向けた関東地方連絡協議会」(以下「連絡協議会」という。)へ提案を行い、決定された取組内容の実施及び効果検証を行うとともに、同協議会の運営支援を行なうものである。</p> <p>本業務を実施するにあたり、高度な企画力を必要とするにから、配置予定技術者の経験及び能力に加え、大型車両の通行適正化による道路構造を解決するための、運送事業者、荷主及び社会一般に対する効果的な広報手法や啓発活動の実施を求めるにから、企画競争により公募を行ったところ、「省から参加表明書及び企画案を提出された」結果、企画提案を審査した結果、公益財團法人日本道路交通事故情報センターは、本業務を実行するために必要な配置予定技術者の経験・能力を備えています。また、「実施方針・実施フロー・工程計画・その他」及び「特定テーマによる技術力を備えている」と認められた。</p> <p>上記より、公益財團法人日本道路交通事故情報センターは当該業務の実施にあたり適切と認められるため、契約を行なうものである。</p>	13,992,000	13,992,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
洋上風力発電の導入促進に向けた基地港湾等に関する調査検討業務	支出負担行為担当官代理 黒須 韶 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	R7.4.30	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	<p>会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号</p> <p>本業務は、洋上風力発電設備の施工や維持管理に応対する基地港湾に求められる施設規模等に関する検討を行うものであるが、我が国における本格的な洋上ウインドファームの導入にあたり促進区域に指定された区域の実情が少なくないことで、風車の大型化や構造形式の多様化等の洋上風力発電の情勢が著しく変わっている現状を考慮しながら、洋上風力発電を実施する上で必要な基地港湾の施設等の知見が少ないといった、基地港湾に関する検討を行う際に考慮すべき観点等が明確でないにから、仕様を確定することが困難である。</p> <p>以上より、専門的知識を有する者から検討の着想点について企画提案を募り、優れた提案を仕様に反映させることによって、最適な業務遂行を行なう必要があるにから、企画競争方式により発注することを適切と考へ、国土交通省港湾局企画競争実施要領に基づき企画競争を実施した結果、当該業者が特定された。</p> <p>会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため、上記業者と随意契約を締結するものである。</p>	79,497,000	79,497,000	100.00%	-	公社	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名稱及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合		備考	
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分		
令和7年度 下水道分野における革新的技術等普及展開方策検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 藤巻 浩之 東京都千代田区霞が関2-1-3	R7.5.8	(公財)日本下水道新技術機構 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	下水道事業においては、人口減少を踏まえた下水道経営を改善するための省エネ等によるコスト削減、増加する老朽化施設の適切な維持管理、更新、近年多発する集中豪雨への対応、下水道の有する資源・エネルギーの効率利用による循環型社会の構築や地球温暖化対策など、様々な課題を抱えている。 また、令和5年3月に策定された新下水道ビジョン加速戦略においても、下水道をめぐる社会情勢の変化等に対応し、下水道事業の特徴性をさらに高めたためにより効率的・効率的な技術開発が求められている。 本業務では、下水道事業における重要な課題や具体的なニーズを踏まし、今後実施すべき技術開発の方向性を検討するとともに、これまでに一般化された革新的技術等の普及と展開方策についてじまめ、下水道分野における技術開発を促進させることを目的とする。 本業務の実施により、下水道事業における課題や具体的なニーズを踏まし、今後実施すべき技術開発に関する幅広い知識や、シーズとニーズのマッチングや技術開発の促進度を踏まえ、各企業の得意とする優良な技術シーズの発見方法を踏まえた検討が必要不可欠である。今般、企画競争による手続きを行った。 その結果、上記相手方は、業務の範囲及び取扱順序が適切であり、特定テーマに関する企画提案の的確性、実現性等の観点も妥当であるとして、企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。	29,920,000	29,909,000	99.96%	-	公財	国認定	1者	
令和7年度 雨水管理総合計画の策定推進に向けた検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 藤巻 浩之 東京都千代田区霞が関2-1-3	R7.5.13	共同提案体 (公財)日本下水道新技術機構他2者 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	本業務では、雨水管管理総合計画の策定促進に向けた方策の検討を行い、事前防災の考え方に基づく気候変動の影響を踏まえた下水道の浸水対策を計画的に進めることを目的とする。 業務の実施にあたり、下水道による都市浸水対策の長期的な計画である「雨水管管理総合計画」の策定等に係る検討には内閣浸水対策に係るガイドライン類を踏まえることや比叡川敷が少ない地方公共団体においても取り組みやすい仕組みを検討すること、計画策定における課題となるシミレーションモデルの構築に関する企画競争を検討することにより、総合的な浸水対策の効果的な推進方策の検討することが必要不可欠であったため、今般、企画競争による手続きを行った。 その結果、上記相手方は、雨水管管理計画の策定等が適切に理解されないとともに、気候変動の影響を踏まえた下水道による都市浸水対策の中長期的な雨水管管理総合計画の策定促進に向けた方策を検討する上で、企画競争その手法が明確と示されたことから妥当であるとして企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。	16,852,000	16,830,000	99.87%	-	公財	国認定	1者	
令和7年度 混水時等における下水再生水利用拡大に向けた調査検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 藤巻 浩之 東京都千代田区霞が関2-1-3	R7.5.13	共同提案体 (公財)日本下水道新技術機構他2者 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	本業務では、下水再生水等の利用について、平時・混水時の目的に応じた活用に関する評価を行い、利用の拡大に向けた検討を行う。また、水質基準の改正や近年の技術革新等を踏まえた下水処理水の再利用水質基準等のニユールの改訂に向けた検討を行った。 業務の実施にあたり、再生水利用の拡大に向けた方策の検討、再生水利用の拡大に向けた方策の検討を行うことが必要不可欠であるため、今般、企画競争による手続きを行った。 その結果、マニュアルの改訂等における留意事項が具体的に示されているほか、国際規格の内容を取り入れた部分の留意事項が示されていることから説得力が高く、妥当であるとして企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。	29,953,000	29,920,000	99.89%	-	公財	国認定	1者	
令和7年度 水環境改善の推進に向けた検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 藤巻 浩之 東京都千代田区霞が関2-1-3	R7.5.13	共同提案体 (公財)日本下水道新技術機構他1者 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	本業務では、合流式下水道の雨天時放流水の水質改善手法の問題についての検討、能動的運転管理の普及と促進に向けた検討を行った。また、水質基準の改訂や近年の技術革新等を踏まえた下水道へ流入する可能性のある化学物質等についての調査を行った。 業務の実施にあたり、合流式下水道の雨天時放流水の水質検査等に関する検討水系水質リスク及びその対応に関する検討を行った。また、今般、企画競争による手続きを行った。 その結果、上記相手方は、留意すべき事項が適切に理解されないとともに、合流式下水道の雨天時放流水検査における洗浄降雨や水質リスク計画への対応について優先して検討を行うべき物質を踏まえた上で具体的な提案が示されており、特定テーマに関する企画提案の的確性及び実現性の観点等から妥当であるとして企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。	29,909,000	29,898,000	99.96%	-	公財	国認定	1者	
令和7年度 流域別下水道整備総合計画等のあり方に関する検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 藤巻 浩之 東京都千代田区霞が関2-1-3	R7.5.13	共同提案体 (公財)日本下水道新技術機構他1者 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	本業務では、地域のニーズ等を踏まえた水環境の創出に貢献するため、流域関係者と連携して下水道整備等の子細、最適的な水道整備の実現に向けた施策の検討を行った。 業務の実施にあたり、差別化型の能動的運転管理を踏まえた計画放流水質の柔軟な運用の実現に向けた制度改訂等について必要なデータ収集等及び検討や、様々な社会的要請等を踏まえながら流域全体を網羅した全体最適による下水処理のあり方にについての検討が必要不可欠であるため、今般、企画競争による手続きを行った。 その結果、上記相手方は、留意すべき事項が適切に理解されないとともに、計画放流水質の柔軟な運用の実現に向けた検討にあたり、整理すべき事項を具体的に示した検討がなされており、特定テーマに関する企画提案の的確性及び実現性の観点等から妥当であるとして企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。	39,941,000	39,930,000	99.97%	-	公財	国認定	1者	
令和7年度 戰略的な水環境管理に関する検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 藤巻 浩之 東京都千代田区霞が関2-1-3	R7.5.13	共同提案体 (公財)日本下水道新技術機構他1者 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	本業務では、下水道管理者が地域のニーズ等を踏まえた水環境の創出に貢献するため、流域関係者と連携して下水道整備等の子細、最適的な水道整備の実現に向けた施策の検討を行った。 業務の実施にあたり、差別化型の能動的運転管理を踏まえた計画放流水質の柔軟な運用の実現に向けた制度改訂等について必要なデータ収集等及び検討や、様々な社会的要請等を踏まえながら流域全体を網羅した全体最適による下水処理のあり方にについての検討が必要不可欠であるため、今般、企画競争による手続きを行った。 その結果、上記相手方は、留意すべき事項が適切に理解されないとともに、計画放流水質の柔軟な運用の実現に向けた検討にあたり、整理すべき事項を具体的に示した検討がなされており、特定テーマに関する企画提案の的確性及び実現性の観点等から妥当であるとして企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。	34,848,000	34,848,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名稱及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合		備考	
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分		
令和7年度 内水浸水予測等を活用した浸水対策の検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 藤巻 浩之 東京都千代田区霞が関2-1-3	R7.5.13	共同提案体 (公財)日本下水道新技術機構他1者 東京都新宿区下水道町3-1	4011105003503	本業務では、内水浸水予測やその活用方法等を検討するとともに、内水浸水予測の活用事例等を収集し、とりまとめて公表することで、下水道による浸水対策や自助・共助の取組みを更に促進し、浸水安全度を向上させることを目的とする。 業務の実施にあたり、内水浸水予測自体の実施・精度向上や予測情報を活用して既存ストックの能力を最大限発揮させる運転管理方法等について検討することが必要不可欠であるため、今般、企画競争による手続きを行った。 その結果、上記相手方の提案は、内水浸水予測やその活用方法等を検討する上で解決策とその手法が明確に示されており、説得力が高く、特定テーマに関する企画提案の正確性・実現性的観点等から妥当であるとして、最も優れていると企画競争等審査委員会において決定された。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。	9,955,000	9,944,000	99.89%	-	公財	国認定	2者	
令和7年度 下水道による都市浸水対策に関する検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 藤巻 浩之 東京都千代田区霞が関2-1-3	R7.5.14	共同提案体 (公財)日本下水道新技術機構他2者 東京都新宿区下水道町3-1	4011105003503	本業務は、下水道による複合的な都市浸水対策や内水浸水想定区域図作成・公表の加速化に向けた推進方策等を示すため、時間的、財政的制約の大きい中小都市における下水道の都市浸水対策対策を検討することや、内水浸水想定区域図の策定作成に向け、簡便的な浸水シミュレーション手法を含めた推進方策を検討することによる、総合的な浸水対策の効果的な推進方策の検討が必要不可欠であるため、今般、企画競争を行った。 その結果、上記相手方の提案は、業務の目的、条件、内容及び業務手順が明確に示されており、また、下水道による複合的な都市浸水対策の推進方策を検討する上での解決策とその手法が明確に示され、特定テーマに関する企画提案の実施方針及び実現性の観点等から妥当であるとして企画競争等審査委員会において決定された。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。	26,939,000	26,840,000	99.63%	-	公財	国認定	1者	
能登半島地震を踏まえた下水道BCP策定マニュアル改訂に関する検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 藤巻 浩之 東京都千代田区霞が関2-1-3	R7.5.15	共同提案体 (公財)日本下水道新技術機構他1者 東京都新宿区下水道町3-1	4011105003503	令和6年1月1日に発生した能登半島地震での被害を踏まえ、国土交通省においては令和6年3月に上下水道監査検討委員会を設置し、上下水道における今後の地震対策のあり方や、下水道一体での災害対応のあり方等を検討してきた。 令和6年9月「最終とりまとめ」が公表されたことに伴い、「下水道の地震対策マニュアル（公益社団法人 日本国下水道協会の改訂が検討されている）」 本業務は、上記改訂を踏まえ、「下水道BCP策定マニュアル(2022年版・自然災害編)（国土交通省水管理・国土保全局下水道部）」に反映する内容を検討し、当該マニュアルを改訂することが必要であり、企画競争を行うことがあつた。 その結果、上記相手方の企画提案書は、業務理解度や実施手順が的確に示されており、業務の目的にかなつた「的確性」「実現性」についても満足できるものであること等から妥当であるとして、企画競争等審査委員会において決定された。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。	7,997,000	7,953,000	99.45%	-	公財	国認定	1者	
地域共創推進業務	支出負担行為担当官 北海道開拓局開拓整理部長 樋木 洋之 北海道札幌市北区北8条西2	R7.5.15	(公財)はまなす財團 北海道札幌市中央区北5条西6-2-2	9430005010380	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 第2項の前段の総合開拓整備計画において、主要施策の一つとして位置づけられた「多様で豊かな地域社会の形成・推進」のため、人への投資と多様な人材・主体による共創を図ることとしている。 本業務は、北海道内各地における地域づくり・村の交流活性化・官民共創の取組を推進するため、新たな地域づくりの視点を持つ契機となり、地域課題解決に資する対面交流会及びWeb交流会を開催するものである。 また、北海道内各地において、地方公共団体・住民・NPO・企業・教育機関等と連携・協働し、地域の課題解決や価値向上の取組を推進していくため、ワークショップ等の開催補助等を行なうものである。 このことより、企画競争による発案等で実施することとして手続きを終めた結果、当該業者の企画提案書の評議において、調査等に必要な優れた情報資料及び技術等を有するとして特定し、随意契約を行うものである。	6,297,500	6,292,000	99.91%	-	公財	国認定	1者	
令和7年度2027年国際園芸博覧会政府出展屋外展示制作等に係る業務	支出負担行為担当官 内田 飲也 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	R7.5.16	(公社)2027年国際園芸博覧会協会 神奈川県横浜市中区住吉町1-13	3020005015278	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、2027年国際園芸博覧会(以下、「本博覧会」)の中核を構成する開催国政府としての出展(以下、「政府出展」)を国土交通省及び農林水産省で推進して実施するため、屋外展示の実施設計の策定及び管理運営・広報・行催事に係る方針の検討を行なうものである。 本件における随意契約理由は、公共競争の適正化について(平成18年財計第2017号)1(2)(イ)(イ)に掲げる「法令の規定により、契約の相手方が一定に認められているものに該当する。公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会は「令和9年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のため必要な特別措置に関する法律(以下、「園芸博法」)」第2条第1項の規定に基づき、本博覧会の準備及び運営、それに附帯する業務等の実施に付随する開催費用としての出展である政府出展が、各國及び国内の貴宾接遇等を担うことを目的とするものである。そのため、本業務を担うことができる法人は、園芸博法に基づき、実施主体として指定された公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会以外に存在しない。また、過去に国内で開催された国際園芸博覧会又は開催を予定している国際園芸博覧会のいずれにおいても、法律に基づき指定された実施主体に対し、政府出展に係る業務が委託され、検討が進められている。 以上の理由から、本業務について、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会が唯一の契約相手方であり、会計法第29条の3第4項に基づく予算算定及び会計令第102条の4第3号に基づき、随意契約を行うものである。	959,497,000	959,491,000	100.00%	-	公社	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名稱及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	公益法人の場合		備考	
									公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分		
都市緑化等による温室効果ガス吸収源対策の推進等に関する調査	支出負担行為担当官 内田 欽也 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	R7.5.20	(公財)都市緑化機構 東京都千代田区神田神保町3-2-4	9010005011405	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務では、パリ協定に基づく枠組のもとで条約事務局に提出する、都市緑化等による温室効果ガスの吸収量の算出に係るデータを整理するとともに、吸収量算定の精度向上に係る検討を行うことで、都市緑化等による地球温暖化対策への貢献を促進することを目的とするものである。 本業務の遂行にあたっては、条約事務局への報告のための都市緑化等による温室効果ガス吸収量の算定に必要な知識や、都市緑化等による吸収源対策に関する国際的な動向についての情報収集に必要な能力、吸収量算定の制度構造等を行なうための能力が必要である。 このため、本部は価格中よりよる一般競争に準拠する、配当予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定するこが適切であり、当該企画提案を行なうものである。	9,999,000	9,999,000	100.00%	-	公財	国認定	2者
令和7年度 都市計画に関する基礎的データ調査収集検討業務	支出負担行為担当官 内田 欽也 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	R7.5.20	共同提案体(構成員) (公財)都市計画協会 他2者 東京都千代田区紀尾井町3-32	5010005018893	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務では、都市計画に関するGISデータの更新を行うとともに、異なる都市計画情報のデジタル化・オーバーライドを推進していくための方策を検討することを目的とする。 本業務の遂行にあたっては、最新の都市計画データ標準製品仕様書に準拠した全国のGISデータの整備や、今年度より業務適応したGeoJSONへのデータ変換・効率的な更新手法等を検討するための高度な知識・技術を用いていること必要であり、評議會は、評議會による一般競争に準拠せず、配当予定者の知識及び能力を評価し、請負者を選定するこが適切である。提出のあった者の企画提案書の内容について、評議會3名による書類審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」及び「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結果、公募の企画提案が特定された。 その進行にあたり、業務の理解度が高く、特定テーマによる企画提案についてもその確実性、実現性があり、本業務の遂行にあたって十分な専門性、経験を有していると判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算算定及び会計令第102条の4第3号に基づき、同社と随意契約を行なうものである。	20,000,000	19,998,000	99.99%	-	公財	国認定	1者
札幌開発建設部管内における地域との共創に係る資料作成一式	支出負担行為担当官 内田 大輔 北海道開発局 札幌開発建設部長 北海道札幌市中央区北2条西19	R7.5.20	(公財)はまなす財団 北海道札幌市中央区北2条西6-2	9430005010380	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務では、9月北海道総合開発計画(以下、「9月計画」という。)における空知地域及び石狩地帯の地域重点プロジェクト等のフォローアップに向けて、札幌開発建設部が実施する事業及び施策の実施状況等に係る資料作成、ビジュアル化等の企画提案書の内容について、評議會3名による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」に諮った結果、日建設計総合研究所・都市計画協会・土地総合研究所共同提案体が、本業務について適切な企画提案を行なわれており、本調査を確実に遂行できる能力を有していると判断できることから、同者が特定された。 したがって本業務については、会計法29条の3第4項および予算算定及び会計令第102条の4第3号に基づき、同者と随意契約を行うものである。	3,994,100	3,993,000	99.97%	-	公財	国認定	1者
自動運転技術等を踏まえた都市交通施策とまちづくり施策の連携方策のあり方に関する調査検討業務	支出負担行為担当官 内田 欽也 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	R7.5.22	共同提案体(代表者) (公社)日本交通計画協会 他2者 東京都文京区本郷3-23-1	8010005003758	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務では、自動運転技術を活用した先進事例等をもとに、社会実装に向けた取組を周知するとともに、新たなモビリティの多様な事業者との連携による、総合的な都市交通戦略の実効性の向上に向けた検討を行うことを目的とするものである。 本業務を行なうにあたっては、都市交通政策とまちづくり施策の連携による、総合的な都市交通戦略の実効性の向上に向けた検討を行うことを目的とするものである。 その結果、上記手方の企画提案は、本業務の趣旨の正確性に従事、実施体制及び実施手順が妥当であることはとどり、特定テーマに対する提案には、関連する取組の趣旨等を的確に捉えるとともに、北海道行政機関より民間企業・団体とのネットワークを活かした広報の展開、取組参加者の選定等、上記業者が有する専門的かつ幅広い知識・経験をもつており、優位性があると認められ、かつ、実現性が優れていると判断されることから、総合的に高い評価を得た上記業者を特定し、会計法29条の3第4項及び予算算定及び会計令第102条の4第3号の規定に基づき、随意契約するものである。	26,000,000	25,971,000	99.89%	-	公社	国認定	2者
連続立体交差事業及び交通結節点等の周辺整備や沿線まちづくりの更なる推進に向けた調査検討業務	支出負担行為担当官 内田 欽也 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	R7.5.22	共同提案体(代表者) (公社)日本交通計画協会 他3者 東京都文京区本郷3-23-1	8010005003758	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務では、連続立体交差事業による鉄道高架化や交通結節点整備等、駅周辺施設整備や鉄道沿線まちづくりに関する課題や効果等を把握し、連続立体交差事業及び交通結節点整備や鉄道沿線まちづくりのあり方について検討するものである。 本業務を行なうにあたっては、鉄道駅周辺基盤整備に関する業務を行った実績を有していることなどが必要であり、担当者の知識や経験及び本事業のテーマ等の検討方法についての幅広い提案を評価し、優れた提案を選定するにあたっては、競争を以て発注することが適切であらため、価格中心による一般競争ではなく、当該手続きを行ったところである。 その結果、上記手方の企画提案は、本業務の趣旨の正確性に従事、妥当性の高い実施手順を提示しており、特定テーマに対する企画提案についても、の確性及び実現性に優れていると判断したこと、また、本業務の遂行にあたって十分な専門性、経験を有すると判断したことから、企画競争実施委員会及び企画競争有識者委員会にて当該業者を特定したのである。 したがって本調査については、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき、日本交通計画協会・日建設計総合研究所・日本工芸共同提案体と随意契約を行うものである。	14,000,000	13,992,000	99.94%	-	公社	国認定	1者

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名前及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合		備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	
国内外における自転車等駐車場やシェアサイクル等の動向調査業務	支出負担行為担当官 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	R7.5.22	共同提案体(代表者) (公社)日本交通計画協会 他1者 東京都文京区本郷3-23-1	8010005003758	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務では、令和3年5月に策定された第二次自転車活用推進計画の計画期間が令和7年度までであることを踏まえ、次期自転車活用推進計画の検討の動きにあわせた自転車等駐車場整備のあり方の調査・検討を行う。 本業務を行なうにあたっては、自転車政策に関する業務を行なった実績を有していることなどが必要である。担当者の知識や経験及び本事務のデータ等の候補方法についての幅広い提案を評議し、優れた提案を選定する企画競争を経て発注するに適切である。 結果、上記相手方の企画提案は、本事務の達成目的確実性に理解し、優れた提案を選定する企画競争を経て発注するに適切である。 本業務の結果は、本事務の達成目的確実性に理解し、自転車等駐車場に係る状況などの確実性に理解し、上記相手方による企画提案においては、本事務の達成目的確実性に理解し、優れた提案を選定する企画競争を経て発注するに適切である。 したがって本調査においては、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき、国内外における自転車等駐車場やシェアサイクル等の動向調査業務公益社団法人日本交通計画協会・株式会社ドーコン東京支店共同提案体と随意契約を行なうものである。	10,000,000	9,999,000	99.99%	-	公社	国認定	1者
令和7年度地下水解析手法検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局水資源部長 齋藤 博之 東京都千代田区霞が関2-1-3	R7.6.2	共同提案体 (公財)リバーフロント研究所 他1者 東京都中央区新川1-17-24	1010005018855	根拠条文: 会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号 本業務は、大規模災害時や高潮リスクの軽減という社会課題を踏まえ、戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)第2期で開発された3次元水循環モデルを元に灘尾平野のモデル地域において、簡易的な地下水解析モデル検討するものである。 当業務を遂行するには、3次元水循環地下水流シミュレーション技術を元に簡易的な地下水解析モデル検討する高度な技術と知識を必要とするところから企画競争の実現性があるものと判断した。また、本事務の遂行においては、専門性、経験があると判断した。企画競争実施委員会及び企画競争実施委員会にて当該共同提案体を特定したものである。 したがって本調査においては、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき、国内外における自転車等駐車場やシェアサイクル等の動向調査業務公益社団法人日本交通計画協会・株式会社ドーコン東京支店共同提案体と随意契約を行なうものである。	14,861,000	14,860,000	99.93%	-	公財	国認定	1者
令和7年度 社会変化に対応した駅前広場計画のあり方検討業務	支出負担行為担当官 内田 鉄也 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	R7.6.19	共同提案体(代表者) (公社)日本交通計画協会 他1者 東京都文京区本郷3-23-1	8010005003758	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、駅前広場が整備される際に活用させてきた「駅前広場計画指針」(平成10年策定)について、策定当時の社会変化や現状の課題を考慮に入れた上で、今後の指針のあり方を検討するものである。 本事務の遂行にあたっては、駅前広場計画指針の更新・追加すべきポイントをまとめる際に必要な視点、考慮すべき課題等を明確に抽出し、検討のための検討会議を開催して、その結果をもとに企画競争の実現性を検討して、検討にあたり重要な視点および方針を検討など、高度な知識・技術を有していることが必要であり、本業務は価格中心による一般競争に適さず、企画競争を採用するに適切である。 企画競争の実現性を考慮するにあたり、企画競争の実現目的の実現を反映するものである。実現性のある確かな提案がなされおり、本業務を遂行できる能力を有していると判断できるところから同者が特定された。 したがって本事務については、会計法第29条の3第4項および予算決算および会計令第102条の4第3号に基づき、同者と随意契約を行なうものである。	10,000,000	9,999,000	99.99%	-	公社	国認定	1者
令和7年度 都市交通分野の海外展開等のあり方検討・支援業務	支出負担行為担当官 内田 鉄也 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	R7.6.19	共同提案体(構成員) (公社)日本交通計画協会 他1者 東京都文京区本郷3-23-1	8010005003758	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本事務は、モレーレ、AGT、SLT等の都市交通分野の導入可能性がある国・地域に関する情報収集、整理を行い、都市交通分野市場の動向等を踏まえた海外展開戦略の検討や、先方政府・民間関係者等を含めた現地機関へのヒアリングの実施、国内外の最新動向の収集等の検討課題を踏まえ、都市交通分野における本邦企業の海外展開を促進するものである。 本事務の遂行にあたっては、都市交通システムの市場特性、動向等も踏まえ之上、本邦企業の選定・参入スキーム等の海外展開戦略を体系的に分析し、先方政府・地方自治体関係者等を対象とした普及セミナー等の開催・開催支援するための高度な知識・技術を有していることなどが必要である。本邦は価格中心により競争が激化するため、企画競争を採用するに適切であり、企画競争の実現性を検討して、その手続を実現するに適切である。 企画競争実施のため、令和7年5月8日から5月23までの期間、府余内掲示板および課送情報公開システムにて本調査に関する企画を募集したところ、13者が業務説明書の交付を求め、5月23日までに3者から企画書の提出があった。提出のあった3者の企画書の内容について、評議者3名による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」および「企画競争実施委員会」に諮った結果、令和7年度社会変化に対応した駅前広場計画のあり方検討業務日本交通計画協会・ハシヅケコンサルタツ共同提案体が、本事務について適切な企画提案を行なわれており、本調査を確実に遂行できる能力を有していると判断できることから同者が特定された。 したがって本事務については、会計法第29条の3第4項および予算決算および会計令第102条の4第3号に基づき、同者と随意契約を行なうものである。	13,500,000	13,497,000	99.98%	-	公社	国認定	3者

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名稱及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
令和7年度 自動運転車等に係る交通事故分析及び道路構造からの再発防止策検討業務	支出負担行為担当官 山本 巧 国土交通省道路局 東京都千代田区霞が関2-1-3	R7.6.19	(公財)交通事故総合分析センター 東京都千代田区神田猿楽町2-7-8 住友友道橋ビル8	2010005018547	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、関係各庁、自動運転車等に係る事業者と連携し、自動運転車等に係る交通事故等に関するデータや情報の収集・分析を行う。また、レベル4自動運転等の実現にあたり道路構造や道路交通環境が自動運転車等に及ぼす影響や事故リスクについて整理する。これらの結果から事故防止策の検討を行うものである。 本業務の実施にあたっては、自動運転車等における交通事故の発生要因の分析及び事故の再発防止策の検討に必要な調査研究のための裏付けとなる過去の事故に関するデータを有することが必要となる。 自動運転車等に係る自動運転車の交通事故、道路交通事故第百八条の十三により交通事故の発生に関するデータを有しているのは(公財)交通事故総合分析センターのみである。さらに、(公財)交通事故総合分析センターは道路交通事故第百八条の十四により ①交通事故の実例に則して、道路交通事故の運転者の状況その他の交通事故に係る事項について、その原因等に関する科学的研究に資するための調査を行すこと ②交通事故の原因等に関する科学的な研究を目的として、事故例調査に係る情報又は資料その他の個別の交通事故に係る情報又は資料を分析すること ③交通事故一般に関する情報又は資料を收集し、及び分析し、その他交通事故に関する科学的な調査研究を行うこと 等を業務とし、本業務の遂行にあたっての十分な情報、知識及び専門的な技術を有している唯一の機関である。 以上のことから、左記業者と随意契約を行うものである。	29,975,000	29,700,000	99.08%	-	公財	国認定	1者	
RI廃棄物の集荷及び廃棄	支出負担行為担当官 気象研究所長 柳原 茂記 茨城県つくば市長峰1-1	R7.6.24	(公社)日本アイソープ協会 東京都文京区本駒込2-28-45	7010005018674	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、原子力規制委員会の許可を受けた業者のみが行えるもので、一般的の事業所から出たRI廃棄物を引き取りする業者は(公社)日本アイソープ協会のみのため随意契約を行うものである。	非公表	2,653,354	-	-	公社	国認定	1者	
自動運転車の事故に関する事故調査分析研究業務【業務委託】	支出負担行為担当官 物流・自動車局長 鶴田 浩久 東京都千代田区霞が関2-1-3	R7.6.26	(公財)交通事故総合分析センター 東京都千代田区神田猿楽町2-7-8	2010005018547	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務について、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した結果、参加意思確認書の提出者はいないかつてから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3項の規定により、当該契約の相手方と随意契約を締結したものである。 なお、当該契約の相手方は、道路交通法第108条の13に基づく交通事故調査分析センターとして指定を受け、事故調査を実施している唯一の法人である。	35,829,307	35,827,000	99.99%	-	公財	国認定	1者	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。